

特定非営利活動法人 monotomo 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 monotomo という。

2 この法人の通称および略称を monotomo または モノトモ とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、地域に存在する生活、農、文化等の資源を活かし、人々が対面で日常的に関わり合うことのできる場の創出およびネットワークの形成を行い、創作活動等を通じて地域資源の価値の発見と共有を促進するとともに、地域内外の人々の関係性の構築を通じて、持続的な地域づくりおよび文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域資源を活用した交流拠点の運営に関する事業
- (2) 展示、発表機会の創出等による文化芸術および地域文化の振興に関する事業
- (3) ワークショップ、文化教室等の開催による創作活動の普及に関する事業
- (4) 地域住民、生産者、表現者等の分野や立場を越えた交流の促進に関する事業
- (5) 農産物等の販売や流通・共有の仕組みづくりによる地域経済の活性化に関する事業
- (6) 教育機関等との連携による調査研究および地域活動の担い手の育成に関する事業
- (7) 地域における生活支援および居場所づくり等の福祉的機能の提供に関する事業
- (8) 会員制度の運営等によるネットワークの形成および活動基盤の整備に関する事業
- (9) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助個人会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人

(3) 賛助団体会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び年会費の不返還)

第12条 入会金及び年会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。理事長以外の理事のうちから若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局及び職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

2 総会は、以下の事項について、理事会から報告を受ける。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 事業計画及び活動予算
- (3) 入会金及び年会費の額
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 インターネット会議等でのシステムによって、実際上の会議と同等の環境が担保された場合は、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 入会金及び年会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。またインターネット会議等による会議も有効とし、審議及び表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 山谷 学
理事 鈴木 瑛大
理事 黒岩 智久
監事 會田 千夏
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 入会金 無料 年会費 10,000円
(2) 賛助個人会員 入会金 無料 年会費 一口5,000円 一口以上とする
(3) 賛助団体会員 入会金 無料 年会費 一口10,000円 一口以上とする

要綱様式1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人 monotomo	
役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	山谷 学		有
理事	鈴木 瑛大		無
理事	黒岩 智久		無
監事	會田 千夏		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの担い手不足や、空き家・未利用建築の増加が全国的な課題となっている。北海道の農村地域においても、農業や歴史文化といった豊かな地域資源が存在する一方で、それらが分野を越えて結びつき、地域の中で活かされる機会は十分とはいえない状況にある。

デジタル技術の進展やコロナ禍を契機とした社会変化により、人と人との関係や居場所のあり方は変容し、バーチャルなつながりが拡張している。一方で、実空間における対面での関わりや、場の固有性が持つ価値も再認識されている。

こうした背景のもと、地域社会において、分野や立場を越えて人と人、人ともを結び直す場の必要性が一層高まっている。

札幌市南区簾舞地区には、農業を基盤とする生活や文化が現在も息づいている。本活動の拠点となる築約90年の石蔵は、かつて農産物の集積・流通の場として地域の結節点となってきた歴史を持つが、現在は十分に活用されていない状況にある。こうした背景をもつ建築を単に保存するのではなく、現在の地域の生活や農の営みとの関係の中で、再び地域の中で機能する場として再編することを目指す。そのため、地域にある生活や営みを読み取り、それらを共有可能なかたちへと整えていくプロセスが重要である。

本法人は、創作活動を、地域にすでに存在する生活や営みを丁寧に読み取り、それらを可視化し共有する手段として位置づける。創作とは人が本来的に持つ営みの一つであり、特定の専門家に限定されたものではなく、子どもから高齢者まで誰もが関わることのできる開かれた活動である。これにより、地域住民、農業者、アーティスト、学生など多様な主体が、「する／される」という関係を越えて対等に関わり合い、それぞれの立場や背景の違いを前提としながら共に在ることのできる関係性の構築を目指す。

石蔵を拠点とした滞在型の場の運営を基盤に、展示・対話・交流の機会を通じて、人々が日常的に関わることのできる環境を整える。また、教育機関との連携による地域調査や創作活動、ワークショップや文化教室の開催、農産物や日常の営みを共有する仕組みづくり等を通じて、多様な主体が関わり合う場を育てていく。本活動は単発的な催しではなく、継続的な実践の積み重ねによって成立するものであり、公共性と継続性を備えた運営体制の構築が不可欠である。そのため、社会的信用の確保および適切な財産管理の観点から、法人格の取得の必要がある。

当法人は、地域に存在する生活、農、文化等の資源を活かし、人々が対面で日常的に関わり合うことのできる場の創出およびネットワークの形成を行い、創作活動等を通じて地域資源の価値の発見と共有を促進するとともに、地域内外の人々の関係性の構築を通じて、持続的な地域づくりおよび文化の発展に寄与することを目的として設立する。

2 申請に至るまでの経過

2025年4月：NPO法人の設立について、必要性を感じたメンバーが集まり、活動内容について話し合った。

2026年1月～2026年2月末：NPO法人や活動内容の可能性について、協議した。

2026年4月8日：設立総会を開催した。

令和8年4月8日

特定非営利活動法人 monotomo

設立代表者 住所又は居所

氏名 山谷 学

設立当初の事業年度 事業計画書

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 monotomo

1 事業実施の方針

石蔵を活用した地域交流拠点の立ち上げと運営基盤の整備を行う。喫茶機能を備えた交流スペースの運営を開始するとともに、展示、ワークショップ、交流棚等の事業を試行的に実施する。また、教育機関との連携や生活支援の取組を通じて地域ニーズを把握し、今後の展開に向けた基礎を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①地域資源を活用した交流拠点の運営に関する事業	・喫茶交流スペースの運営等	(A)通年 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)地域住民 (E)不特定多数	670
②展示、発表機会の創出等による文化芸術および地域文化の振興に関する事業	・企画展示やワークショップ・文化教室成果展示の実施等	(A)年3回 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)芸術文化活動に関心のある地域住民および市民 (E)約300人	120
③ワークショップ、文化教室等の開催による創作活動の普及に関する事業	・ワークショップ・文化教室等の企画開催等	(A)年11回 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)地域住民(子育て世代、高齢者、文化活動に関心のある市民等) (E)約70人	150

④地域住民、生産者、表現者等の分野や立場を越えた交流の促進に関する事業	・展示・交流棚の運営	(A)通年 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)3人	(D)地域住民 および文化交流に関心のある市民・表現者 (E)不特定多数	120
⑤農産物等の販売や流通・共有の仕組みづくりによる地域経済の活性化に関する事業	・農マルシェおよびアートフェスタの開催等	(A)年5回 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)地域生産者・作家および地域住民 (E)約200人	100
⑥教育機関等との連携による調査研究および地域活動の担い手の育成に関する事業	・大学授業カリキュラムの一環としての地域調査および作品制作・展示の実施等	(A)年1回 (B)簾舞地区および札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)芸術系大学の学生および地域住民 (E)不特定多数	80
⑦地域における生活支援および居場所づくり等の福祉的機能の提供に関する事業	・地域高齢者を対象とした買い物支援の実施等	(A)年6回 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)地域高齢者 (E)約30人	90
⑧会員制度の運営等によるネットワークの形成および活動基盤の整備に関する事業	・地域住民を対象とした石蔵会員制度の導入 ・企画展示に参画する地域作家を対象としたアーティスト会員制度の導入	(A)通年 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)3人	(D)文化交流に関心のある地域住民および作家 (E)約15人	111
⑨前各号に附帯又は関連する一切の事業	実施の予定なし	—	—	—
⑩その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	実施の予定なし	—	—	—

設立2年目 事業計画書

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 monotomo

1 事業実施の方針

前年度に整備した基盤をもとに、各事業の本格的な展開と内容の充実を図る。展示、ワークショップ、交流事業等の拡充に加え、マルシェ等の実施により地域資源を活かした活動を推進する。また、教育連携や生活支援、会員制度の運用を通じて、継続的な関係づくりと運営の安定化を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①地域資源を活用した交流拠点の運営に関する事業	・喫茶交流スペースの運営等	(A)通年 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)地域住民 (E)不特定多数	780
②展示、発表機会の創出等による文化芸術および地域文化の振興に関する事業	・企画展示やワークショップ・文化教室成果展示の実施等	(A)年12回 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)芸術文化活動に関心のある地域住民および市民 (E)約1000人	300
③ワークショップ、文化教室等の開催による創作活動の普及に関する事業	・ワークショップ・文化教室等の企画開催等	(A)年24回 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)地域住民(子育て世代、高齢者、文化活動に関心のある市民等) (E)約150人	320

④地域住民、生産者、表現者等の分野や立場を越えた交流の促進に関する事業	・展示・交流棚の運営	(A)通年 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)3人	(D)地域住民 および文化交流 に関心のある市民・ 表現者 (E)不特定多数	260
⑤農産物等の販売や流通・共有の仕組みづくりによる地域経済の活性化に関する事業	・農マルシェおよびアートフェスタの開催等	(A)年15回 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)地域生産者・作家および地域住民 (E)約600人	220
⑥教育機関等との連携による調査研究および地域活動の担い手の育成に関する事業	・大学授業カリキュラムの一環としての地域調査および作品制作・展示の実施等	(A)年1回 (B)簾舞地区および札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)芸術系大学の学生および地域住民 (E)不特定多数	120
⑦地域における生活支援および居場所づくり等の福祉的機能の提供に関する事業	・地域高齢者を対象とした買い物支援の実施等	(A)年12回 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)5人	(D)地域高齢者 (E)約60人	150
⑧会員制度の運営等によるネットワークの形成および活動基盤の整備に関する事業	・地域住民を対象とした石蔵会員制度の導入 ・企画展示に参画する地域作家を対象としたアーティスト会員制度の導入	(A)通年 (B)札幌市南区簾舞1条4丁目3-13 所在の石蔵(本事業拠点) (C)3人	(D)文化交流に関心のある地域住民および作家 (E)約25人	105
⑨前各号に附帯又は関連する一切の事業	実施の予定なし	—	—	—
⑩その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	実施の予定なし	—	—	—

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 monotomo
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費(@10,000×11口)	110,000	
賛助個人会員受取会費(@5,000×3口)	15,000	
賛助団体会員受取会費(@10,000×3口)	30,000	155,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
①地域資源を活用した交流拠点の運営に関する事業	420,000	
②展示、発表機会の創出等による文化芸術および地域文化の振興に関する事業	300,000	
③ワークショップ、文化教室等の開催による創作活動の普及に関する事業	300,000	
④地域住民、生産者、表現者等の分野や立場を越えた交流の促進に関する事業	250,000	
⑤農産物等の販売や流通・共有の仕組みづくりによる地域経済の活性化に関する事業	90,000	
⑥教育機関等との連携による調査研究および地域活動の担い手の育成に関する事業	0	
⑦地域における生活支援および居場所づくり等の福祉的機能の提供に関する事業	120,000	
⑧会員制度の運営等によるネットワークの形成および活動基盤の整備に関する事業	246,000	1,726,000
5. その他収益		
雑収益	0	0
経常収益計		1,881,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	300,000	
(2) その他経費		
地代家賃	600,000	
水道光熱費	305,000	
広報費	18,000	
通信費	36,000	
支払利息	72,000	
諸謝金	110,000	
事業費計		1,441,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬(9カ月×30,000円@1名)	270,000	
(2) その他経費		
地代家賃	30,000	
水道光熱費	15,250	
広報費	900	
通信費	1,800	
支払利息	3,600	
その他経費計	110,750	
管理費計		432,300
経常費用計		1,873,300
当期経常増減額		7,700
当期正味財産増減額		7,700
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		7,700

設立2年目 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 monotomo
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費(@10,000×15口)	150,000		
賛助個人会員受取会費(@5,000×5口)	25,000		
賛助団体会員受取会費(@10,000×5口)	50,000	225,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
①地域資源を活用した交流拠点の運営に関する事業	600,000		
②展示、発表機会の創出等による文化芸術および地域文化の振興に関する事業	400,000		
③ワークショップ、文化教室等の開催による創作活動の普及に関する事業	400,000		
④地域住民、生産者、表現者等の分野や立場を越えた交流の促進に関する事業	500,000		
⑤農産物等の販売や流通・共有の仕組みづくりによる地域経済の活性化に関する事業	155,000		
⑥教育機関等との連携による調査研究および地域活動の担い手の育成に関する事業	0		
⑦地域における生活支援および居場所づくり等の福祉的機能の提供に関する事業	240,000		
⑧会員制度の運営等によるネットワークの形成および活動基盤の整備に関する事業	500,000	2,795,000	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			3,020,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	900,000		
(2) その他経費			
地代家賃	600,000		
水道光熱費	305,000		
広報費	18,000		
通信費	36,000		
支払利息	96,000		
諸謝金	300,000		
事業費計		2,255,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬(12カ月×40,000円@1名)	480,000		
(2) その他経費			
地代家賃	30,000		
水道光熱費	15,250		
広報費	900		
通信費	1,800		
支払利息	4,800		
その他経費計	143,750		
管理費計		676,500	
経常費用計			2,931,500
当期経常増減額			88,500
当期正味財産増減額			88,500
前期繰越正味財産額			7,700
次期繰越正味財産額			96,200